

土監発第 24 号
平成 29 年 6 月 20 日

土浦市長 中川 清 殿
土浦市議会議長 矢口 清 殿
社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会
会長 中川 清 殿

土浦市監査委員 林 修

監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告いたします。

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

第 2 監査の実施日

- 1 事前監査 平成 29 年 5 月 16 日（火）、17 日（水）
- 2 本監査 平成 29 年 5 月 30 日（火）

第 3 監査対象の財政援助団体名

社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会

第 4 監査の方法

平成 28 年度における出納その他の事務の執行状況が、法令、補助目的等に基づいて適正かつ効率的に運営されているか等について、事前に関係帳簿、証書類等の検査を行い、本監査においては、土浦市社会福祉協議会職員等の出席を求め、事務局長他から提出資料の説明を受け、質疑応答による監査を実施した。

第 5 監査の結果

出納その他の事務の執行状況は、一部の軽微な事項を除き、適正に処理されていると認められた。今後も、現金、金券、通帳、印章等の適切な管理はもとより、各種事務の適正な処理にあたられたい。

なお、以下の点については特に留意されたい。

業務委託、物品の購入等各種契約に関する事務の執行においては、契約の適正性及び経済性のさらなる向上に向けた取組を心掛けるとともに、納品された物品及び仕様書に基づく委託業務の成果の品質を確保するため、検査・検収体制の確立についても検討願いたい。

災害ボランティアの資質向上に資する取組の必要性について、検討願いたい。

善意銀行及び各種基金については、これらの有効活用に向け、引き続き検討を進められたい。

職員のストレスチェック後のケア体制については、万全を期されたい。